

京 都 大 学 ス ー パ ー グ ロ ー バ ル コ ー ス 実 施 運 営 協 議 会 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 2 協 議 会 は、次 の 各 号 に 掲 げ る 委 員 で 組 織 す る。</p> <p>(1) 総 長</p> <p>(2) 教 育 担 当 の 理 事 (以 下 「担 当 理 事」とい う。)</p> <p>(3) 研 究 科 長 若 干 名</p> <p>(4) 国 際 高 等 教 育 院 長</p> <p>(5) 学 際 融 合 教 育 研 究 推 進 セ ン タ ー 長</p> <p>(6) 研 究 科 の 教 授 若 干 名</p> <p>(7) <u>教 育 推 進 ・ 学 生 支 援 部 長</u></p> <p>(8) そ の 他 担 当 理 事 が 必 要 と 認 め る 者 若 干 名</p> <p>2 前 項 第 3 号、第 6 号 及 び 第 8 号 の 委 員 は、総 長 が 委 嘱 す る。</p> <p>3 第 1 項 第 3 号、第 6 号 及 び 第 8 号 の 委 員 の 任 期 は、1 年 と し、再 任 を 妨 げ ない。</p> <p>(中 略)</p> <p>第 9 協 議 会 に 関 す る 事 務 は、<u>教 育 推 進 ・ 学 生 支 援 部 教 務 企 画 課</u> に お い て 処 理 す る。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 2</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p><u>(4) 大 学 院 教 育 支 援 機 構 長</u></p> <p>(5) }</p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>(7) }</p> <p><u>(8) 国 際 ・ 共 通 教 育 推 進 部 長</u></p> <p>(9) (同 左)</p> <p>2 前 項 第 3 号、第 7 号 及 び 第 9 号 の 委 員 は、総 長 が 委 嘱 す る。</p> <p>3 第 1 項 第 3 号、第 7 号 及 び 第 9 号 の 委 員 の 任 期 は、1 年 と し、再 任 を 妨 げ ない。</p> <p>第 9 協 議 会 に 関 す る 事 務 は、<u>国 際 ・ 共 通 教 育 推 進 部 共 通 教 育 推 進 課</u> に お い て 処 理 す る。</p> <p>附 則</p> <p>こ の 要 項 は、令 和 4 年 6 月 1 5 日 か ら 実 施 し、令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 適 用 す る。</p>